

「福岡市確認申請の手引き」改正概要

① 共通事項

- 組織編成に伴う部署名の変更
- 本書の利用上の注意点における用語の定義の追加
- 目次修正（改正年月日追記、一部表記修正）

② 第 1 章 確認申請

- P1 2 住宅都市みどり局建築指導部 組織及び業務内容
建築指導課、建築審査課、建築調整課、開発・盛土指導課について、組織及び業務内容の変更
- P2 3 確認申請を要する建築物等一覧
三号の欄を削除
二号の欄 用途、構造の修正 （大規模の木造建築物）→（大規模の建築物）
二号の欄 規模の修正 階数 2 以上、又は延べ面積が 200 m²を超えるもの
四号の欄 四号→三号に修正

③ 第 2 章 許認可手続き、各事務処理フロー

- P7 1 建築確認申請・完了届フロー
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P8 2 仮使用認定申請フロー（新築の建築物及び増築工事における増築部分）
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P9 3 仮使用認定申請フロー（増築等の工事における既存部分）
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P14 7 法第 48 条許可申請フロー
「※詳細はホームページ掲載の「建築基準法第 48 条ただし書き許可 許可手続きについて（解説）」をご覧ください」を追記
フロー図中の近隣等事前説明における「町内会長等説明報告」を削除
備考欄に「（特定行政庁の標準処理期間）」を追記
- P15 8 総合設計許可申請フロー
「※詳細はホームページ掲載の「福岡市総合設計制度取扱要領」をご覧ください」を追記
フローチャート中の建築審査会の事前審査における「※大規模建築物は 2 回」を削除（すべての計画で事前審査を 2 回実施）
「景観アドバイザーの意見を求める場合は、2 回目の事前審査までに意見反映」を追記

- P16 9 建築協定区域内の建築に関する計画承認フロー
窓口及びフロー図中の担当課を「開発・建築調整課」→「建築調整課」に修正
- P18 11 総合的設計による一団地認定申請フロー
※1の「土地等」→「土地」に修正
- P20 14-2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手続きフロー
面積等の修正
- 14-3 建築物エネルギー消費性能確保計画届出フロー
削除
- P21 14-4 完了検査申請フロー（建築物省エネ法による適合義務化の場合）
申請フロー図、説明の見直し
- P24 15 浄化槽設置届出フロー
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P27 17 福祉のまちづくり条例による事前協議の手続きフロー
「建築審査会」→「建築審査課」に誤記修正
- P29 18 バリアフリー法の審査フロー
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P30 19 耐震改修計画認定申請フロー
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P31 20 建築紛争の予防と調整に関する手続のフロー
窓口及び※5の提出先を「開発・建築調整課」→「建築調整課」に修正
フロー図中の「※確認申請書（正）の裏面に「紛争条例総合手続」の押印を行います。」→「※確認申請書（正）に「紛争予防条例総合手続」の押印を行います。」
に修正

④ 第3章 建築基準法取扱い

○共通事項

- 各ページの問合せ先を追記

○1.総則編

- P33 総1
事例2 理由の追加（用途変更部分の面積が200㎡以下のため）
- 総2
削除
- 総3-2
削除
- P56 総14
（ピロティー）→（ピロティ）に修正（2か所）

○2.単体規定編

- P73 単 1

逐条解説の更新に伴い内容を修正（特定主要構造部の記述を追加）

- P80 単 7

条件 1 の（）書きを修正（ただし、耐火建築物及び準耐火建築物を除く）→（耐火建築物及び準耐火建築物は適用できない）

- P94 単 20

法改正に伴い条項の記号を修正

- P95 単 21

法改正に伴い条項の記号を修正

- P107 単 35

5 行目、基準 3 における「宅地造成等規制法施行令」→「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に修正

○3.集団規定編

- P125 集 2

*お知らせにおける「福岡市狭あい道路拡幅整備事業」の担当窓口を「建築指導課」→「建築調整課」に修正

- P131 集 2-2

「図 4(1)-2 1 項 1 号における敷地と道路の関係」を追記

- P134 集 2-2

認定申請の詳細について福岡市ホームページの該当ページを追記

- P135 集 2-3

建蔽率の緩和について福岡市ホームページの該当ページを追記

- P137 集 2-4

「※法外通路（建築基準法第 42 条に定める道路以外の道）との交差点は対象ではないが、配慮が必要である。」を追記

- P145 集 13

1 行目 福岡市内に田園住居地域がない旨 時点修正（R6.4.1 時点）→（R7.4.1 時点）

- P156 集 24

最下部 福岡市内に準工業地域で高度地区の指定がある地域がない旨 時点修正（R6.4.1 時点）→（R7.4.1 時点）

- P162 集 26

ページ右側解説部分にそれぞれの高度地区の見出しを追加

⑤ 第4章 福岡市関係条例等

- P184 福岡市建築基準法施行条例の解説
第17条に「規制の対象は、一室の客席の床面積が200㎡を超える室に限る。」を追記
第19条に「規制の対象は直下階の天井及び階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分である。」を追記
- P187～P205 福岡市建築基準法施行細則
変更箇所は別紙新旧対照表参照
- P270 建築基準法関係の手数料
確認申請における「4号確認等」→「3号確認等」に修正
確認申請における4号確認等の「200㎡超～500㎡以内」の項目を削除
確認申請における「4号確認等以外」→「3号確認等以外」に修正

⑥ 第5章 福岡市各種様式他

- P271 工事・事業調書
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P272 既存不適格調書
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P273 既存敷地等調書
「あて先」→「宛先」に修正
- P274 建築主等の変更届
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P275、P276 設計変更届（確認）
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P278 確認等申請取下げ届
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P279 工事取止め届
「建築主事」→「建築主事等」に修正
- P297、P298 福岡市福祉のまちづくり条例 様式第1号、第3号
変更箇所は別紙新旧対照表参照
- 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書
削除
- 省エネ基準工事監理報告書
削除
- P309 道路相談カード
◎添付書類の「2道路現況図」を削除（番号は以降繰上げ）

⑦ 付録 建築物等に関する規制と手続き窓口一覧

- ・組織編成に伴い「所管部署・協議先」の変更

以上